

中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

昭和三十一年十月一日

条例第十四号

第一条 中央区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の給与及び旅費並びに勤務条件は、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条 教育長の給料の額は、月額八十二万七千円とする。

第三条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)及び死亡手当とし、その額は、中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、教育委員として旅行するときは、中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月中央区条例第二十四号)の規定を適用する。

第四条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、手当を支給することができる。

第五条 第二条に定める給料の額には、中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の教育委員としての報酬を含むものとする。

第六条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、中央区職員の例による。

第七条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、中央区長等の給料等に関する条例に定めるものの例による。